

「家族会員、法人登録会員制度」開始のお知らせ

代表取締役社長 奥野将徳

【家族会員・法人登録会員制度について】

① 概要

「名門ゴルフクラブ」を志し、より会員を中心としたクラブ運営を行うために、2017年10月より家族会員・法人登録会員制度を開始いたします。「家族会員・法人登録会員制度」とは、現個人会員のご家族から1名、または現法人会員の役員または正社員から1名を登録していただき、正会員と同料金にてラウンドいただける制度になります。

※ただし、ご予約や競技への参加制限がございます。

② 対象範囲

家族会員：正会員の2親等以内の親族および甥・姪（親、子、配偶者、兄弟、祖父母、孫、叔父叔母、兄弟または子どもの配偶者、甥、姪）

法人登録会員：法人の役員または正社員（パート、アルバイト、契約社員などは除く）

※従来の会員と同じく、一度解約（預託金の返還請求）された会員の方は本制度の対象外とします

※現登録会員のうち、希望される方については、こちらの新しい家族会員・法人登録会員制度へと移行させていただきます

③ 料金、年会費など

・プレー料金：正会員と同額（キャディ付 11,700 円、セルフ 7,820 円）

・年会費：6 万円（＋税）

・予約可能曜日：制限なし

※ただし、土日に関しては正会員の優先エントリー枠を確保し、正会員が従来通り予約が取れるように配慮いたします。

※家族会員および法人登録会員については、エントリー枠に充分に余裕のある場合を除き、日付が近づき、正会員優先エントリー枠が残っている場合のみ、順次エントリー枠が解放され予約が可能となります。その場合、従来の予約状況を踏まえると、特にトップシーズンの土日は正会員優先エントリー枠が残ることが少なく、家族会員および法人登録会員は予約することが難しくなることが予想されます。

※ただし、正会員との同伴プレーの場合は正会員優先エントリー枠にて予約可能とします。一方、正会員の同伴がなく、正会員の紹介により、正会員優先エントリー枠にてご来場された場合は、会員紹介ゲスト料金を頂きます。

・競技参加：月例競技または理事長杯、キャプテン杯、スクラッチ競技、各種選手権については、正会員または家族会員（法人登録会員）のどちらかが参加可能とします

※祝日杯（初夢杯、新年杯、春分の日杯、憲法記念日杯、秋分の日杯、文化の日杯）については、正会員と家族会員（法人登録会員）が同時に参加することができます。

・広報誌や競技手帳などの発送・HDCP 管理などは正会員と同様に行います

④ 登録料

家族会員・法人登録会員ともに登録費用は(登録料 40 万円＋年会費 6 万円)＋消費税とします。
※家族会員または法人登録会員になられた方が、後日、正会員となる場合は、名義書換料は 25 万円＋消費税とします

⑤ 登録料の用途

本制度実施に伴い、頂いた登録料は課題となっている施設の改修やキャディの確保・教育をメインに、さらに名門ゴルフクラブにふさわしいコース品質の向上などに使用いたします。

- ・施設の改修(お風呂場・トイレの改修、喫煙所の設置、葛城茶店の改築、玄関屋根の改修など)
- ・キャディの確保・教育(キャディの正社員登用、パート募集広告の拡大、キャディ教育人件費など)
- ・コース改修(ティーグラウンドの増設、フェアウェイ拡張、カート道の整備など)

【お申込み方法】

お申込みの前に同封の「家族会員・法人登録会員 利用規約」を必ずご一読ください。

お申込み手続きは親会員となります現正会員(個人正会員、法人正会員)よりお願いいたします。

「家族会員・法人登録会員 申込書」「家族会員・法人登録会員 利用規約確認書」「保証書」「誓約書」に必要事項をご記入・ご捺印いただき、新たに家族会員になられる方の「住民票」、「印鑑証明」および「顔写真(3.0×2.4cm 程度)」を添付の上(法人登録会員の場合は「登記事項証明書」、「会社登録の印鑑証明」、および法人登録会員になられる方の「住民票」「顔写真(3.0×2.4cm 程度)」をご添付ください)、ご返送ください。